

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 豊沢川橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	技術評価項目① : 高速利用者の安全に配慮した施工を満すために、146/155 以降 交通規制図 (1-6) に示す以外の表示物 (特記仕様書: 25-13-2 施工 P21-23 に示されるもの以外) を設けることが認められるかをご教示願います。	技術提案書で提案することは可能です。 提案の採否に関する質問は受け付けません。
2	技術評価項目② : 壁高欄形状の変更は行わないとは、施工完了後のコンクリート形状および強度が同じになるという認識でよろしいでしょうか。 また、詳細設計で満足できれば鉄筋継手等は変更してもよいという解釈でよいかをご教示願います。	プレキャストは形状の変更に該当するため、提案として認められません。 詳細設計の結果により変更することは可能です。
3	技術評価項目② : 使用するコンクリート配合の変更は認められるかをご教示願います。	設計図書及びコンクリート施工管理要領の諸基準を満足するものとしてください。
4	特記仕様書: 8-1 P4 一関 IC、東和 IC の冬期間 12-3 月までの使用不可期間は、使用開始前の状態にしなければならないのでしょうか、また、支障にならない範囲への仮置きは認められるかをご教示願います。	保安や環境保全の観点から使用開始前の状態確保をお願いします。 冬期間は除雪作業や投雪の支障となるため仮置きは認められません。
5	橋梁部前後摺り付工について、コンクリート構造物取壊し (TypeA) 及び同 (TypeB) は大型ブレイカによる取壊しでよいかをご教示願います。 (特記仕様書: 25-12-1 種別 (P20) には大型ブレイカによる取壊し、設計図: 豊沢川橋 (上り線) 23/57 図面には、水平カッター切断と明記されています)	設計図書に示すとおり、既設部分をカッターにより切断し、運搬のための小割り作業を大型ブレイカーを使用し取壊しとなります。
6	特記仕様書: 25-29-2 種別 (P36) において、仮設防護柵工 A は、仮設 H 形鋼ガードレール (支給品) と記載されており、特記仕様書: 25-29-3 施工 (P37) において、仮設防護柵工は一関 IC に仮置きと記載されています。 ここに記載されている仮設防護柵の形状は、設計図: 渡り線 143/155 図面 に記載されている仮設 H 形鋼ガードレール (L=7.99m) という理解でよいかをご教示願います。	そのとおりです。

7	設計図：渡り線 143/155 図面 において、仮設防護柵の固定方法はアンカー用アングルとアンカーピン (L=250mm) の打込みによる固定と理解しますが、設計図：渡り線 84/155 図面他において、橋梁上ではこの固定方法は施工不可と考えます。固定無しの判断でよいかをご教示願います。	橋梁上は固定無しを想定していますが、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
8	松ノ木沢・豊沢川橋の対面通行開始時間予定をご教示願います。 例：AM0：00～規制作業開始→AM1：00 対面通行開始	特記仕様書 2 6 . 補足事項 2 6 - 1 設計図書の変更及び追加について (5) のとおり、関係機関 (警察) との協議次第になります。
9	豊沢川橋及び松ノ木沢橋の交通量調査結果はありますか。その資料については開示可能でしょうか。また、花巻PAの利用台数につきましても同様の資料は開示可能でしょうか。ご教示願います。	交通量の開示はできません。公表されている道路交通センサスのご活用をお願いします。
1 0	本工事に使用する土木工事積算基準及び土木設計数量算出要領は、令和元年度版と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	公表されている最新版を使用してください。 ・土木工事積算基準 (令和2年度版) ・土木設計数量算出要領 (令和2年度版)
1 1	本工事の見積項目に後発工事の詳細設計費が含まれていますが、基本設計については別途発注と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	基本設計の別途発注は行いませんので、本工事の詳細設計で工事に必要な設計を行います。
1 2	設計図：豊沢川橋 3 9 / 5 7 段差修正工図面及び設計図：松ノ木沢橋 3 1 / 4 4 段差修正工図面において、パラペット部詳細図に伸縮装置部後打ちコンクリートの図示がありますが、「伸縮装置部後打ちコンクリート」は全て「超速硬コンクリート」という理解でよろしいでしょうか。 また、豊沢川橋図面のように「後打ち」と「復旧部」に分ける仕様であれば、「後打ち」のコンクリート配合をご教示願います。	豊沢川橋について、設計図 3 3 / 5 7 に示す「伸縮装置後打ち材」、設計図 3 9 / 5 7 に示す「伸縮装置部復旧」に使用するコンクリートは「超速硬コンクリート」です。また、コンクリートの配合を分ける仕様ではありません。 松ノ木沢橋について、設計図 3 1 / 4 4 に示す「伸縮装置部後打ちコンクリート」の材料については、設計図 2 2 / 4 4 のとおり「超速硬コンクリート」になります。
1 3	設計図：渡り線 1 5 2 / 1 5 5 及び 1 5 3 / 1 5 5 図面 (松ノ木沢橋施工ステップ図) において、工事車両出入口の記載がありますが、設計図：1 5 4 / 1 5 5 及び 1 5 5 / 1 5 5 図面 (豊沢川橋施工ステップ図) においては、工事車両出入口の記載がありません。対面通行規制の工事車両出入口については協議事項という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	対面通行規制における工事車両出入口については、松ノ木沢橋 (上り線) 施工時は設計図 1 3 / 1 5 5 と 1 4 / 1 5 5、松ノ木沢橋 (下り線) 施工時は設計図 3 3 / 1 5 5 と 3 4 / 1 5 5、豊沢川橋 (下り線) 施工時は設計図 4 8 / 1 5 5、豊沢川橋 (上り線) 施工時は設計図 5 8 / 1 5 5 に示しております。 なお、松ノ木沢橋施工時の設計図に示す「非常駐車帯」は、一般車両の非常時における停車場所であり工事車両出入口と兼用となります。